

パートB

◆◆ 手 続 ◆◆

第 1 章：一般的事項

序 文

本章は、出願人及び名義人そして各国官庁に係る手続上の問題、また、国際事務局（通信方法、期間の計算及び通信のための言語を含む）との通信、手数料の支払及び国際事務局への提出についての取扱いに関するものである。

国際事務局への通信

01.01 次の3つの通信が、主なものとして考えられる。:

- 国際事務局と締約国等の官庁との間
- 国際事務局と出願人、名義人又はその代理人との間
- 出願人、名義人（又は代理人）と官庁との間

01.02 国際事務局が関与しない通信（官庁と出願人、名義人又はその代理人との間での通信をいう。）は、協定と議定書及び規則外のことである。これらは締約国等の関連する法律と運用の問題である。

01.03 国際事務局と官庁、出願人又は名義人との間の通信における、様式、方法、言語及び通信の効力発生日については規則及び実施細則に定める。特に規則は、通信を直接国際事務局と行うか、官庁を通じて行うか、その選択を出願人又は名義人に委ねる場合もある。しかし、選択の余地のない場合もある。特に国際出願は必ず本国官庁を通じて提出しなければならない。

01.04 他の特別な規定がない限り、本ガイドが言及する出願人又は名義人への、又は出願人又は名義人からの通信については、出願人又は名義人のための代理人を国際登録簿に登録された場合、その連絡は当該代理人へ、又は有効な当該代理人によって行ってもよいと解釈するものとする（パラグラフ B. I. 11.03 から 11.05 参照）。

通信の方法

- A.I.セクション 6
及び 11
- 02.01** 出願人又は名義人と国際事務局との通信は、書面によらなければならないが、国際事務局が定めた時間、方法、フォーマットで電子的手段を用いて行なってもよい。官庁と国際事務局の間の通信は書面で行うか、または、官庁が望むならば、国際事務局と当該官庁の間で合意した方法で電子的手段を用いて行なってもよい。

書面による通信

- A.I.セクション 11
- 02.02** 国際事務局あての通信は、手交でもよく、また郵送（郵便又は他の配達業務による）・電子的手段による送信でもよい。
- A.I.セクション 6
A.I.セクション 7
- 02.03** 国際事務局あての書面による通信はすべて、タイプ又は別段の書面によらなければならない。手書きの通信は受理されない。書面による通信はすべて受理された際に国際事務局がイメージで読み込みするため、片面のみの記入でなければならない。通信には署名しなければならない。署名は手書き、印刷、スタンプでもよく、又は印章に代えてもよい。印章を使用した人物の氏名を書面に記す必要はない。
- A.I.セクション 6(b)
- 02.04** 複数の書類を一つの封筒で国際事務局あてに郵送する場合は、各書類を特定したリストを記載しなければならない。国際事務局はリストと実際に受け取った書類に相違があれば、送付者に知らせる。

電子的方法による通信

- A.I.セクション 11(a)(i)
- 03.01** 官庁と国際事務局との間の通信はすべて、国際出願の提出も含め、電子的方法による通信で行うことができる。このような通信の手段は、公式様式の提出や送信者の自己確認の方法も含め、各官庁と国際事務局との間で合意されていないなければならない。
- 03.02** 国際事務局は既にいくつかの官庁と電子的方法による通信を行っており、現在相当程度の国際出願が電子的方法により国際事務局へ送信されている。いくつかの官庁では拒絶や保護認容声明や修正が電子的方法により送付されている。加えて、国際事務局と電子的方法により通信を行う官庁は増え続けている。
- A.I.セクション 11(a)(ii)
- 03.03** 国際事務局が定めた時期、方法、形式により、国際事務局と出願人及び名義人との間の通信も電子的方法により行うことができる。そのような通知の手続方法の詳細については公報に掲載される。

- A.I.セクション 11(b) **03.04** 発信者が確認され、電子的方法による通信が届いたときは、国際事務局は、受信した通信の受け取りの確認、また、通信の欠陥があればこれを、速やかに電子的方法による通信により知らせる（例えば、通信が不完全な場合又は判読しにくい場合）。
- A.I.セクション 11(c) **03.05** 電子的方法による通信が送信された場所とジュネーブとの間に時差があるため、電子的方法による送信を開始した日付が国際事務局の受信した日付と異なる場合、2つの日付のうち早い方の日付を国際事務局が受理した日付であると解釈する。
- 規則 30
規則 39 **03.06** 2006 年、WIPO は、利用者が自分の商標権を簡単かつ経済的に維持することを可能にするオンライン国際商標更新サービスを導入した。また、最近になって、第 39 規則による商標の保護の継続の申請をする場合、利用者のためのオンラインが整備された。
- 03.07** さらに、国際事務局は、暫定的拒絶の通知、保護認容声明の写し、全部暫定拒絶の確認の写しのような種々の通信を電子的方法により受領する可能性を利用者に提供する。その目的のため、所有者及びその代理人は、国際事務局からこのような通信を送ってほしい単一の宛先として電子メールアドレスを国際事務局に通知するよう推奨されている。
- 03.08** 利用者は、この目的のために国際事務局に使用してもらいたい電子メールアドレスおよび関連する国際登録の一覧表を示す電子メールメッセージを e-marks@wipo.int に送ることにより、このサービスを活用できる。この事項に関する詳細は、マドリッドシステム・ウェブサイト (www.wipo.int/madrid/en/notices/) 上 Information Notice No. 15/2007 で閲覧できる。国際事務局は、電子メールアドレスの受領から 1 ヶ月以内に電子メールにより当該情報の送信を開始する。関連する通知は、PDF フォーマットの添付ファイルとして送信される。これから利用者からの本国行き電子的方法による通信をさらに拡張することが国際事務局の意図である。
- A.I.セクション 7 **03.09** 実施細則の第 11 条 (a) (i) において言及されている電子的方法による通信に関して、国際事務局と関連官庁間で合意した確認様式により署名を置き換えることができる。第 11 条 (a) (ii) において言及されている電子的方法による通信に関して、国際事務局により決定される確認様式により署名を置き換えることができる。

公式様式

- 規則 1(xxvii)
A.I.セクション 2 **04.01** 協定・議定書及び規則において公式様式を使用する必要があるとされている場合には、国際事務局が作成した様式を使用する。現在有効な様式は、国際事務局、締約国等の官庁及び WIPO ウェブサイトで入手することができる。

04.02 国際事務局が作成した様式を使用することは一つの選択肢にすぎず、官庁・出願人又は名義人は独自の様式を作成することができる。このように独自作成した様式も公式様式と同じ内容・形式であることを条件とした上で、国際事務局は受理する。しかし、このような書類が官庁を通じて提出された場合（例えば、国際出願）、その官庁が受理するかどうかを判断する（パラグラフ B. I. 04.07 参照）。

04.03 このような独自に作成した様式における項目は、国際事務局が作成した様式と同じ間隔あけ及びレイアウトである必要はない。実際、このような様式を独自に作成すれば項目に必要なだけのスペースを自由に割くことができるという利点がある。国際出願が複数の出願人の連名であったり、特に長いリストが商品やサービスに必要であったりする場合、このような独自に作成した様式を使用すれば、別紙を連続して付ける必要がなくなる。しかし次のような規定に注意する必要がある。

- 様式には、A4の用紙で片面のみ記入する。
- 様式には、国際事務局が作成した公式様式と、同じ番号・表題の項目を、同じ順序で並べる。
- 公式様式にチェック・ボックスが必要であれば、ボックスのある様式を作成する。
- 項目を使用しない又は適切でない場合でも項目を削除してはならず、「不適切」、「無」又は「使用しない」というような適切な指摘を添える。例えば、独自に作成した様式で提出した国際出願に優先権の主張がない場合、その様式の項目5と7の間に、次のような適切な指摘を添えて関連する記載を行う。

「6. 優先権：主張しない」

- 国際出願の場合、標章の複製は公式様式と同じサイズのボックス（8 cm × 8 cm）へ記入しなければならない。このような複製が2種類ある場合（一つは白黒、もう一つはカラー（パラグラフ B. II.07.43 参照）、両方とも同じページに記入する。

A.I.セクション6(a) **04.04** 書類はタイプライター等の機器を使用して、読みやすく記入しなければならない。手書による書類は受け付けない。

連続用紙

04.05 様式のどこであれ利用できるスペースが不十分であれば（例えば、国際出願の場合、2以上の出願人がいる場合、2以上の基礎登録又は基礎出願がある場合又は2以上の優先権に基づく出願がある場合等）、1枚又はそれ以

上の枚数の連続用紙を使用する。(独自に作成した様式でこのような連続用紙を必要としない場合はその限りではない。) 連続用紙には「項目番号…の続き」などの同じ事項であることを表わす、様式に必要な情報を表示する必要がある。使用する連続用紙の番号は、様式の冒頭に設けられたボックスに表示しなければならない。

日付の表示

04.06 公式様式における日付の指定は、2桁の日の数字、2桁の月の数字に4桁の年の数字を続けて、すべてアラビア数字とし、日・月・年はスラッシュ(/)で区切るものとする。例えば2008年3月9日は、「09/03/2008」と表示する。

選択式様式

A.I.セクション3 **04.07** 公式様式の他に、例えば国際登録の更新などの様々な非公式な様式を利用することができる。これらの様式を使用することは義務ではなく、利用者の便宜のために国際事務局が提供している。

署名

A.I.セクション7
規則9(2)(b) **04.08** 署名は、手書き、印刷若しくはスタンプによるものとし、又は、印章の押印に替えることができる。後者の場合、押印した自然人の氏名の活字による表示は必要とされない。国際事務局は、実際に署名がなされているかどうかのみを検査し、署名の真偽は確認しない。様式の署名欄に記載があれば、署名の要件は満たすものとする。署名欄が空欄の場合に限り、欠陥とすべきである。出願が電子的手段により国際事務局に送信される場合、署名は国際事務局と合意された表示方法に替えることができる。

期間の計算

05.01 協定・議定書及び規則では、所定の通信に不可欠な期間を定めている。通常、期間の終了日とは国際事務局が通信を受理しなければならない日のことである。例外として、指定された締約国等の官庁が保護の拒絶を通報する期間がある。この場合の日付は、決定を下す官庁が国際事務局へ通報を送付する日となる。

規則4(5) **05.02** 国際事務局からの通報に関する期間は、すべて次のような規則に従って計算し、その期間の終了日を設定する。

規則4(1) — 年をもって表示される期間はすべて、該当するその後の年の、その期間が開始する事象と同じ数を持つ月の同じ数を持つ日に満了する。ただし、例外として2月29日で始まる期間は、この日が無い年で満了する場合、2月28日で満了する。例えば、2008年2月20日から10年間の期間は2018年2月20日

に満了し、2008年2月29日から10年間の期間は2018年2月28日に満了する。

規則 4(2) — 月をもって表示される期間はすべて、該当するその後の月の、その期間が開始する事象と同じ数を持つ日に満了する。ただし、例外としてその日が無い場合は、その月の最後の日にその期間は満了する。例えば、1月31日に始まる2ヶ月の期間は3月31日に満了し、同じ日に始まる3ヶ月の期間は4月30日に満了する。

規則 4(3) — 日をもって表示される期間はすべて、該当する事象が発生した日の翌日から開始する。例えば、該当する事象がある月の12日に始まる場合、数えて10日の期間はその月の22日に満了する。

規則 4(4)
規則 32(2)(v) **05.03** パラグラフ B. I. 05.02 に従って、国際事務局が通報を受け取らなければならない期間が、国際事務局が開庁されていない日に満了する場合、期間は、次の国際事務局が開庁した日に満了する。例えば、国際事務局が通報を受理しなければならない期間が土曜日又は日曜日に満了する場合、次の月曜日に通報を受理したならば締切りに間に合ったことになる(その月曜日が祝日ではないと仮定する。)。また、例えば、10月1日から始まる3ヶ月の期間は1月1日に満了せず(国際事務局は休みである。)、次の開庁日に満了する。その年及び翌年の国際事務局が開庁しない日の一覧表が、WIPO 国際標章公報に公表されている。

05.04 同様に、パラグラフ B. I. 05.02 に従い、官庁が国際事務局へ通信しなければならない通報(保護の拒絶の通報のような)の期間が、関係する官庁が開庁していない日に満了する場合、これに続く官庁が開庁する日に満了する。これは、この期間が、期間内に官庁が通信を送付するという前提のもとに設定されている場合のみ適用される、という点に注意を要する。期間がその期間内に国際事務局が通信を受理するという前提のもとに設定されている場合、適用されるのはパラグラフ B. I. 05.03 である。国際事務局がその通信を期日より遅れて受理した場合、送付する官庁が閉庁していたために発送が遅れたという理由では容認されない。

郵便業務及び配達業務並びに電子的に送付された通信の欠陥

規則 5(1)、(2) 及び(3) **06.01** 郵便業務及び配達業務並びに電子的に送付された通信の欠陥によって、出願人、名義人又は官庁から国際事務局あての通信が不正に遅れた場合又は遺失した場合は、送付者が尽くすべき手段を講じ、適正な時にその通信を送付したのであれば、免責される。規則では、締切りに間に合わなかったという欠陥は、通報を発送する当事者が国際事務局に対し納得のいくような証拠を提示すれば、免責される。

(i) 通信が期間終了の少なくとも 5 日前までに国際事務局宛て郵送又は送付された場合、又は期間終了の 10 日前までの間に郵便業務及び配達業務が戦争・革命・暴動・ストライキ・自然災害・その他の原因のために阻害された場合で、郵便業務及び配達業務が再開されて 5 日以内にその通信が郵送又は送られた場合、

(ii) その通信の郵送が登録されたか、又は郵送若しくは送付の日に郵便業務及び配達業務が通信の詳細を記録している場合、及び、

(iii) 郵便で通信し、通常は通信から 2 日以内に国際事務局へ届く地域からのすべての種類の郵便、及び一部の郵便又は航空便が届かなかった場合。

(iv) 電子的に送付された通信の場合には、利害関係者による期間の不遵守は、当該利害関係者が、当該期間の不遵守が国際事務局との電子通信障害又は利害関係者の管理能力を超える特別の事情による利害関係者の所在地に影響を及ぼす障害によるものであることを示す満足できる証拠を提出した場合には、免責される。

規則 5(3)及び(4) **06.02** 通信が期日に間に合わなかったとき、その証拠がパラグラフ B. I. 06.01 に規定する証拠であって、かつ、その通信又はその複製が、期間の終了後 6 ヶ月以内に国際事務局が受理する場合、又は、電子的に送付された通信のときは、電子通信サービスが再開されてから 5 日以内に新たな通信が行われた場合のみ免責される。

3 条(4)、
規則 24(6)(b)、
規則 5(5)

06.03 国際出願又は事後指定を、官庁が提出した 2 ヶ月以上後に国際事務局が受け取った場合、その国際登録又は事後指定は、実際に国際事務局が受け取った日に受理したことになる。しかし、関係する官庁の受取りが遅れたのは郵便業務及び配達業務の欠陥によると指摘がある場合、国際出願又は事後指定は期間前に受理されたと解釈され（よって、かかる本国官庁が提出した日付を維持することができる。パラグラフ B. II. 12. 01、B. II. 12. 02 及び B. II. 38. 02 参照）、パラグラフ B. I. 06. 01 と 02 が適用される。

処理の継続

規則 5 の 2

06bis. 01 2015 年 1 月 1 日から、共通規則第 5 規則の 2 により、出願人又は名義人は、国際事務局における手続において任意の行為をする期限を遵守できなかった場合に、国際事務局における処理の継続を請求することができる。処理の継続は、第 5 規則の 2 に網羅的に記載されている場合、すなわち、次の事項に関する期限に関する場合のみ利用することができる。

- 共通規則第 11 規則(2)又は(3)の規定に基づく国際出願に関連する欠陥
- 共通規則第 20 規則の 2 (2)の規定に基づくライセンスの記録のための申請に関連する欠陥
- 共通規則第 24 規則(5) (b)の規定に基づく事後指定に関連する欠陥
- 共通規則第 26 規則(2)の規定に基づく変更又は取消しの記録の申請に関連する欠陥
- 共通規則第 34 規則(3) (c) (iii)の規定に基づく個別手数料の第 2 の部分の支払
- 共通規則第 39 規則(1)の規定に基づく承継国における国際登録の効果の継続の申請及びこの申請に関連する料金の支払

06bis. 02 処理の継続の請求は、関係する期限の満了から 2 ヶ月以内に行うことができる。ただし、当該請求は、それぞれの期限の満了後でなければ行うことができない。処理の継続は、上記のいずれかの行為に関する期限の満了前に予防措置として請求することはできない。処理の継続の請求は、公式様式 MM20 で国際事務局に提出する必要がある。この様式には出願人又は名義人による署名がなされなければならない。この請求のための手数料は 200 スイスフランである。請求及び処理の継続のための手数料の支払と共に、間に合わなかったそれぞれの期限に関する要件が満たされている必要がある。これらは全て、2 ヶ月の処理の継続に関する期限内に行われなければならない。

06bis. 03 上記の要件を満たさない処理の継続の請求は、それ自体当該請求とはみなされず、国際事務局が、その旨を出願人又は名義人に通報する。

06bis. 04 請求が適正に受理されると、国際事務局は、当該国際出願、事後指定、申請又はその他の行為の処理を継続し、これに対しては支払が行われなければならない。国際事務局は、いかなる処理の継続も国際登録簿に記録し、その旨を出願人又は名義人に通報する。

06bis. 05 共通規則の第 20 規則の 2 (3) の規定に基づくライセンスの記録及び共通規則の第 27 規則(1)の規定に基づく変更又は取消しの記録に関連する処理の継続の場合には、記録の日付は、対応する要件を満たすべき期限が満了した日付となる。

言語

一般原則

三ヶ国語体制

- 規則 6(1) **07.01** 国際出願は、本国官庁が定めた言語に従って、英語、フランス語又はスペイン語で出願する。すなわち、本国官庁は、出願人の選択肢を 1 言語のみ、若しくは 2 言語とする権利があるし、又は 3 言語のうちからどれかを出願人に選ばせてもよい。
- 規則 6(2)(i) **07.02** 官庁、出願人又は名義人から国際事務局へ宛てた国際出願又は国際登録に関する通信は、その国際出願が用いた言語に関係なく、通信を送る当事者の選択により、英語、フランス語又はスペイン語で行わなければならない。しかし、この規則には 2 つの例外がある。
- 規則 17(2)(v)
規則 17(3) — 暫定拒絶通報の際に、拒絶理由として、抵触する商標登録出願又は商標登録に言及するときは、全ての商品やサービス全て又はその商標の関連した商品若しくはサービスの一覧表は、その出願又は登録の言語でもよい。同様の考え方が、拒絶理由として、出願又は登録の対象である商標に言及した異議申立てに基づく暫定拒絶通報にも適用される。
- 規則 6(2)(ii)
規則 7(2) — 締約国が、商標の使用意思表示の宣言が必要であると国際事務局に対して通知したときは、国際出願が国際事務局に受理された場所で使われている言語に関係なく、宣言は、英語、フランス語又はスペイン語の 3 つの公式言語のうちのいずれかで行うことを要求することができる(パラグラフ A. 04. 24 参照)。

規則 6(2)(iii) **07.03** 国際事務局から官庁に宛てた出願又は登録に関する通知は通常、国際出願が提出された場所の言語にする。しかしながら、官庁は国際事務局に対して、国際出願が提出された場所で使われている言語に関係なく、国際出願又は国際登録に関する通知すべてを英語、フランス語又はスペイン語で受け取りたい旨を通知できる。それにより、官庁は、所定の言語（又はそうした言語 2 ヶ国語で）で書かれた通知を受理しないことができるし、国際事務局に対して、その代わりに他のどの言語を使用すべきか指示することができる。国際事務局による通知が、国際登録の国際登録簿への記録に関するものであるときは、その通知は、その関連した出願が国際事務局によって受け取られた場所の言語を表記する。

規則 6(2)(iv) **07.04** 国際事務局から出願人又は名義人へ宛てられた、出願又は登録に関する通知は通常、国際出願が提出された場所で使われている言語にする。しかしながら、出願人又は名義人は、国際出願様式にある適当な枠内に印を付けて、国際出願が受理された場所で使われている言語に関係なく、自分はこうした通知全部を英語、フランス語又はスペイン語で受け取りたい旨を国際事務局に対して通知することができる。

規則 40(4) **2004 年 4 月 1 日より前にされた国際出願、又は 2004 年 4 月 1 日から 2008 年 8 月 31 日の間の両日を含む期間にされた協定のみが適用される国際出願による特定の国際登録に適用される体系**

07.05 第 40 規則(4)によれば、2004 年 4 月 1 日より前に効力を有していた第 6 規則は、この日までに提出されたいかなる国際出願、この日から 2008 年 8 月 31 日までの間に提出されたもので協定のみが適用されるいかなる国際出願、それらに関するいかなる連絡及びそれらの出願よりなる国際登録又は国際登録に関する公報上への公開の連絡若しくは記録にも、適用しなければならない。しかしながら、国際登録が 2004 年 4 月 1 日から 2008 年 8 月 31 日までの間に議定書上の事後指定の対象であるとき、又は国際登録が 2008 年 9 月 1 日当日以降に事後指定の対象となっているときであって、その事後指定が国際登録簿に記録されているときは、このような国際登録に関するいかなる通信も、第 17 規則(2) (v) 及び(3)並びに第 7 規則(2)の例外を除いて、英語、フランス語又はスペイン語ですることができる。

07.06 言い換えると、2008 年 9 月 1 日より前までは協定のみが適用される出願はフランス語で提出されなければならなかった。加えて、そのような国際出願又はそれらの出願よりなる国際登録に関して、出願人、名義人又は官庁による国際事務局へ宛てたいかなる通信もフランス語でなければならなかったし、こうした出願又は登録に関して、国際事務局による出願人、名義人又は官庁へ宛てたいかなる通信もフランス語でなければならなかった。パラグラフ B. I. 07.05 で既に説明したように、2008 年 9 月 1 日から、規則 (2004 年 6 月 1 日より前に効力を有していた第 6 規則に従って) では、こうした出願の結果行われる国際登録に関するすべての通信も同様にフランス語でなければならない。しかし、締約国が、2004 年 4 月 1 日当日を含めてそれ以降に議定書に基づいて、又は 2008 年 9 月 1 日当日を含めてそれ以降に協定又は議定書に基

づいて事後指定されたときであって、その事後指定が記録されているときは、パラグラフ B. I. 07. 01 から 07. 04 が代わりに適用される（すなわち、3ヶ国語体制）。2004年4月1日より前に議定書に基づく事後指定が出されているときは、このような国際登録に関するいかなる通信も、英語又はフランス語ですることができる。

07.07 さらに、議定書のみ又は協定及び議定書の両方が適用される国際出願であって2004年4月1日より前に出願されたものは、英語又はフランス語でなければならなかった。そして、このような国際出願又はその結果行われる国際登録に関する連絡は、英語又はフランス語でなければならない。しかしながら、締約国が、2004年4月1日当日を含めてそれ以降に議定書に基づき事後指定された、又は2008年9月1日当日を含めてそれ以降に協定又は議定書に基づき事後指定されたときであって、このような事後指定が記録されているときは、パラグラフ B. I. 07. 01 から 07. 04 を代わりに適用する（すなわち、3ヶ国語体制）。

国際事務局への手数料の支払

08.01 国際出願又は国際登録に関して支払われる手数料の総額は、規則に添付された手数料表に規定されているか、又は（個別手数料の場合）関連する締約国等により定められている。個別手数料に関する情報は、国際事務局が発行する定期刊行の公報により公表される。

規則 34(2)(a) **08.02** 手数料は、出願人又は名義人が直接国際事務局へ支払うことができる。または、本国官庁又は名義人の締約国の官庁がこのような手数料を徴収・送金することに同意した場合、出願人又は名義人は当該官庁を通じて国際事務局へ手数料を支払うことができる。しかし、出願人又は名義人は、官庁を通じて手数料を支払うよう要求することはできない。

規則 34(2)(b)、
規則 32(2)(iv) **08.03** 手数料を徴収し国際事務局へ送金することを引き受けた官庁は、その旨を WIPO 事務局長に通報しなければならない。この通報はすべて公報により公表される。

支払の通貨

規則 35(1) **08.04** 国際事務局への支払はすべてスイス通貨でなければならない。手数料の徴収と送金を引き受けた官庁は、他の通貨で出願人又は名義人から支払を徴収することができる。しかし、官庁から国際事務局への送金はスイス通貨でなければならない。

支払の方法

A.I.セクション 19

08.05 国際事務局への手数料の支払：

- (i) 国際事務局に開設されている口座からの引き落とし
- (ii) スイス郵便口座又は国際事務局の指定銀行口座への支払い
- (iii) クレジットカード、ただし、実施細則第 11 節の規定による電気通信の文脈におけるオンライン支払いのための電子インターフェースが国際事務局によって利用可能となった場合。

08.06 欠陥是正通報、又は他の WIPO の通信であって、納付期限内に支払うべき手数料の金額が明記された国際出願又は国際登録に関し、手数料支払いのための電子的インターフェース (E-Payment) は、WIPO マドリッドシステムのウェブサイトにあるオンラインサービスで利用することができる。この E-Payment を利用できるのは、以下の場合である。

- (a) 国際事務局より欠陥是正通報が発出され、国際出願、事後指定、変更及びライセンスの記録の申請、ライセンスの記録の修正の申請、又は国際登録の更新に関する手数料の支払いが必要になった場合
- (b) 関係する締約国の指定に関して、国際事務局より第 2 番目の個別手数料の支払い請求通知が発出された場合
- (c) 国際事務局より、承継国における国際登録の保護の継続の申請についての通報が発出された場合

E-Payment は、クレジットカード又は WIPO 当座預金口座により支払うことができる。領收書は、自動的に発送される。

08.07 頻繁に国際事務局と取引のある出願人、名義人又は代理人（若しくは官庁）にとって（特許協力条約に基づく出願又はハーグ協定に基づく寄託のような標章の国際登録以外の件に関する場合もある。）、国際事務局に開設されている口座を維持することは有効である。これにより手数料の支払は格段に簡略化され、下記に述べるように、支払が遅れる又は誤るといった手続の欠陥を引き起こすリスクが軽減されることになる。もちろん、この支払方法は口座上で完全な決算が行われることを前提とする。よって、国際事務局は、口座の名義人に、残高が少なくなった時はすぐに、次回の支払には不十分な可能性があるといった内容まで通報する。

規則 34(5)

08.08 国際事務局へ手数料を支払うときは常に、支払にかかる出願又は登録を明らかにした表示を付し、支払の目的を明示しなければならない。この情報には、次のものを含む。

- 標章の国際登録前である場合は、支払にかかる標章、出願人名及び可能であれば基礎出願又は基礎登録の番号

- － 国際登録後である場合は、名義人及び国際登録番号

08.09 国際事務局に開設された口座以外から支払を行う場合は、支払の額を明示する。口座から支払う場合にはその必要はない。この正しい額の引き落としのためには、国際事務局へ通知するだけで十分である（公式様式に添付してある手数料計算シートの対応するボックスをチェックする。）。事実、この方法による支払の利点の一つに、出願人又は名義人の計算した手数料が誤っているといった手続の欠陥のリスクを回避することができるという点がある。引き落としのための適正な額を請求され、さらにその額が通知された場合、国際事務局は通知された後者の額でのみ処理し、正しい額を引き落とす。この金額は、当該口座に関して記録された取引の詳細な月次報告書に記載される。詳細については、文書「WIPO 当座預金口座（開設、利用、閉鎖）条件」のパラグラフ 4.4 及び 4.5 を参照していただきたい。WIPO マドリッドシステム・ウェブサイトのアドレスは次のとおり。

http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/guide/part_d/pdf/wipo_account.pdf

支払日

規則 34(6)

08.10 国際事務局は口座の手数料の引き落としの通知を受け、かつ、その額が口座上で引き落としできることを確認した場合、その手数料は支払われたものと解釈される。すなわち、

- － 国際出願又は事後指定の場合には、国際事務局が出願又はその指定を受理した日；
- － 変更の記録の申請の場合には、国際事務局がその申請を受理した日；
- － 国際登録の更新の場合には、国際事務局が更新する旨の通知を受理した日。

他の方法で支払が行われた場合又は当座口座の額が不十分であった場合、その手数料は、国際事務局が請求した額を領収した日に、支払われたものと解釈される。

手数料の額の変更

- 規則 34(7)(a) **08.11** 国際出願の請求を本国官庁が受理した日又は受理したと見なされる日（パラグラフ B. II. 08.02 から 08.04 参照）と、国際事務局が出願を受理した日との間に、国際出願に関する手数料（パラグラフ B. II. 07.83 から 07.96 参照）が変更になった場合、相応する早い方の日付によって、有効な手数料が適用される。
- 規則 34(7)(b) **08.12** 官庁を通じて事後指定が提出された場合で、官庁が事後指定を受理した日と国際事務局がその指定を受理した日との間に、指定に関する手数料が変更になった場合、相応する早い方の日付によって、有効な手数料が適用される。
- 規則 34(7)(d) **08.13** 更新料が、国際事務局に支払われた日と支払うべき日の間で、変更された場合、
- － 更新料が、支払うべき日の前 3 ヶ月以内に支払われる場合、手数料は支払の日において有効である手数料が適用される。
 - － 更新料が、支払うべき日の 3 ヶ月以上に支払われる場合、支払は支払うべき日の 3 ヶ月前に受け取られたものと解釈される。よって、手数料は支払うべき日の 3 ヶ月前に有効だった手数料が適用される。
更新料が支払うべき日の後に支払われる場合、手数料が支払われるべき日に有効であった手数料が適用される。
- 規則 34(7)(e) **08.14** 他のいかなる場合も、適用される手数料の額は、国際事務局が受理した日に有効である額である。

後発発展途上国 (LDCs) の出願人に対する手数料減額

08.15 後発発展途上国 (国際連合により作成された一覧表による) に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所若しくは住所を持つか、又は後発発展途上国の国民である出願人であって、このような国の商標官庁を通じて (本国官庁として) 国際出願を提出する出願人は、基本手数料の 10 パーセントのみの支払を求められるものとする。これは料金表に反映されており、また、すでにマドリッドシステム・ウェブサイトの手数料計算機に組み込まれている。

www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp

08.16 後発発展途上国の一覧表は国際連合により定期的に維持・更新されており、www.un.orgの国際連合ウェブサイトで閲覧できる。この一覧表は、WIPOのウェブサイト(www.wipo.int/ldcs/en/country)においても閲覧できる。

国際事務局に対する代理

規則 3(1)(a) 09.01 出願人又は名義人は、国際事務局に対する行為に対する代理について、代理人を選任することができる。この代理人は、出願人の本国官庁に対して選任している代理人と同じ場合もあれば、違う場合もある。

09.02 共通規則、実施細則又は本ガイドにおける代理についての言及は、すべて国際事務局に対する代理に関するもののみである。本国官庁又は指定締約国官庁に対して代理人が必要であるかどうかという問題（例えば、このような官庁から保護の拒絶が通報された場合）、このような場合誰が代理人としての行為をするか、及びこのような場合の代理人の選任方法といった問題は、協定、議定書、共通規則の範囲以外の問題であり、関連する締約国等の法律と運用による。

代理人の選任

10.01 国際事務局に対する代理人として任命される者に関して、マドリッド制度は、職業資格、国際、住所又は居所に関する要件を規定していない。

選任の方法

国際出願、事後指定又は変更の記録の申請

規則 3(2)(a) 10.02 国際出願においては、単に公式様式の該当項目に氏名と住所を記入するだけで代理人を選任することができる。同様に、様式が名義人によって署名されるか又は官庁を通じて提出される場合には、事後指定を提出するとき又は変更の記録の申請を行うときにも、公式様式に氏名と住所を記入することにより代理人を選任することができる。この方法で代理人が選任される場合、他に必要とされる様式はない。特に委任状は国際事務局から求められることはない。

別個の通信

規則 3(2)(b) **10.03** 代理人の選任は、随時、別個の通信により行うことができる。このような別個の通信は、次のような方法により、国際事務局へ提出すればよい。

— 出願人、名義人又は代理人による場合。このような場合には、出願人又は名義人の署名が必要である。

— 名義人の締約国の官庁による場合。このような場合には、出願人又は名義人、あるいはそれが提出された当該官庁のいずれかの署名が必要である。

通信は簡単な手紙でよい。選任する者、選任された代理人、当該国際出願又は国際登録を明記しておけば十分である。ただし、出願人又は名義人の便宜のため、代理人選任のための任意の様式 (MM12) を国際事務局から入手することは可能である。

10.04 このような選任は、すべてが明確かつ個別的に特定されている場合に、特定の国際出願又は国際登録に関係するものであるとみなされる。代理人の選任について、国際事務局は、単に、同じ出願人及び名義人名における「すべての」国際出願及び国際登録に関するものであるとする通信を受理することはできない。

1人のみの代理人

規則 3(1)(b)及び(c) **10.05** 国際事務局は、当該国際出願又は国際登録に関して1名の代理人のみを認める。代理人を選任する書面に1名以上の代理人の氏名が表記されている場合は、筆頭に表記されている者のみが選任されたものと解する。しかしながら、パートナーシップ又は弁理士事務所、特許又は標章の代理人が表記されている場合は、これらは単一の代理人であるとみなす。

欠陥のある選任

規則 3(3)(a) **10.06** 代理人の選任が上述までの要件に従ってなされたものでない場合、国際事務局はこれを欠陥のある選任とみなす。適宜、出願人又は名義人、代理人と称する者へ、送付者が本国官庁であれば、当該本国官庁へ通報する。

規則 3(3)(b) **10.07** 選任に欠陥がある、又は選任がなされていないとみなされる場合、国際事務局は、関連の通信をすべて出願人又は名義人へ送付する。

選任の記録及び通報

- 規則 3(4)(a) 11.01 選任が適切な条件を満たしていれば、国際事務局は、出願人又は名義
規則 32(1)(a)(xiii) 人が代理人を有していることの事実並びにその代理人の氏名若しくは名称及
びあて先を国際登録簿に記録する。選任の効力発生日は、国際事務局が、選任
を行ったという通信（国際出願、事後指定、変更の記録の申請、別個の通信）
を受理した日である。2017 年 11 月 1 日以降は、改正された第 32 規則
(1)(a)(xiii) の規定に基づき、国際登録簿に記録された名義人の代理人の選任
の記録は公報にて公表する。
- 規則 3(4)(b) 11.02 2017 年 11 月 1 日以降は、国際事務局は、改正された第 3 規則(4)(b)
の規定に基づき、指定締約国官庁、並びに出願人又は名義人及び代理人の両方
に、当該選任が国際登録簿に記録されたことを通報する。つまり、指定締約国
官庁は、例えば当該官庁への遵守されるべき維持要件に関する情報の提供、又は
第三者による取消訴訟の提起に関する情報の提供について、必要に応じて名義人
に直接連絡をすることができるということになる。当該選任が官庁を通して別
個の通信を用いてなされた場合、当該官庁にも通報する。

選任の効力

- 規則 3(5) 11.03 規則で別段定めない限り、正規に登録された代理人は出願人又は名義
人に代わって、いつでも通報に署名し、あらゆる手続を遂行することができる。
代理人が国際事務局へ宛てた通信はすべて、出願人又は名義人が国際事務局へ
宛てたものと同じ効力を有することになる。同様に代理人が記録されると、国
際事務局は代理人に、すべての書状、通報、その他の通信を送付し、代理人の
不在時は、出願人又は名義人へ送付する。このような通信はすべて出願人又は
名義人へ宛てたものと同じ効力を有する。
- 11.04 代理人が選任されると、国際事務局は通常、直接出願人又は名義人へ
通報を送付しない。ただし、この規則には以下のようないくつかの例外がある。
- 規則 3(3) — 国際事務局が代理人の選任に欠陥があると判断した場合、その旨を出願人
又は名義人、及び代理人と称する者の両方に通報する。
- A7 条(4)
P7 条(3) — 保護期間の満了の 6 ヶ月前に、国際事務局は名義人及びその代理人の両
方に非公式の通報を送付する。
- 規則 30(3) — 更新のために支払われた手数料が不足している場合、国際事務局は名義人
及びその代理人の両方に通報する。

規則 31(4) — 国際登録が更新されなかった場合又は国際登録が指定された締約国について更新されなかった場合には、国際事務局は、名義人及びその代理人にその旨の通報を送付する。

— 選任の取消を代理人が申請する場合、国際事務局は、取消しが効力を生ずるまでは、出願人又は名義人、及び代理人の両方に通報を送付する（パラグラフ B. I. 12. 05 及び 12. 06 参照）。

11.05 これらの例外を除き、本ガイドにおいて出願人又は名義人へ送付する、又は出願人又は名義人によりなされたものと言及している場合はいずれも、正規に登録された代理人へ送付する、又は正規に登録された代理人が行うことが認められたものについての言及であると解する。

選任の取消し

規則 3(6)(a) **12.01** 代理人の記録は、出願人、名義人又は代理人の署名をした申請が受理されることにより取消される。取消しは簡単な手紙を使用して申請することができる。代理人の記録の取消しは、代理人が正規に選任されていた同じ出願人又は名義人のすべての国際出願又は国際登録を対象として効力を生じさせることも、又はその出願人又は名義人に関する特定の国際出願と国際登録を対象に効力を生じさせることも可能である。2017 年 11 月 1 日以降は、改正された第 32 規則(1)(a)(xiii)に基づき名義人又は名義人の代理人の申請による取消しを公報にて公表する。

規則 3(6)(a) **12.02** 新しい代理人が正規に選任されることにより、国際事務局は職権で記録を取り消す。既に述べた通り（パラグラフ B. I. 10. 05 参照）、代理人は常時一人のみ認められる。したがって、新しい代理人を選任した場合は、当然に以前選任した代理人と交替したものとみなされる。

12.03 また、名義人の変更の記録がなされた場合、国際事務局は職権により代理人の記録を取り消す。ただし、国際登録の新しい名義人によって代理人が再選任されたことが明示されている場合はこの限りではない。

規則 3(6)(b) **12.04** 一般的に、取消しは、国際事務局が取消しを指示する通報を受理した日から有効となる。しかし、代理人によってその取消しの申請がなされた場合は、次のパラグラフが適用される。

代理人の申請による取消し

規則 3(6)(d)
規則 3(6)(c) **12.05** 国際事務局は、代理人から代理人選任の記録の取消しの申請を受理した場合、直ちに名義人又は出願人にその事実を通報し、また、これには、通報日前 6 ヶ月間に、代理人へ送付したか、又は代理人から受け取った通知のすべての写しが含まれる。取消しの効力発生日は、以下の場合の早い日になる。

- － 国際事務局が新しい代理人を選任する旨の通信を受け取る日
- － 国際事務局が、代理人から、代理人選任の記録の取消しを申請する通知を受け取った日から数えて2ヶ月の期間が終了する日

12.06 取消しが有効となるまで、通常代理人のみにあてる通報はすべて代理人と出願人又は名義人の両方に宛てて送付される。よって、依頼人に知らせることなく又は依頼人の意思に反して代理人が代理人選任の記録の取消しを申請した場合でも、出願人又は名義人の利益は保護されることとなる。

取消の通報

規則 3(6)(e)
規則 3(6)(f)

12.07 代理人選任の取消しが有効となった場合、国際事務局は取消しとその効力発生日を、記録を取り消された代理人、出願人又は名義人、そして代理人の選任が官庁を通して行われた場合は官庁へも通報する。2017年11月1日以降は、改正後の第3規則(6)(f)の規定に基づき、名義人又は名義人の代理人の申請による取消しは、指定締約国官庁に通報される。国際事務局は、以降の通報はすべて、新しい代理人、又は新しい代理人が記録されていない場合は出願人又は名義人へ送付される。

記録の手数料の免除

規則 36(i)

12.08 代理人選任の記録、代理人に関する変更の記録、代理人選任の記録の取消しに関しては、手数料の支払は免除されている。